



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

ソフトバンク
損害賠償請求
小出過労自死裁判

損害賠償で和解成立

ソフトバンク・小出堯さん過労自死事件



左から 小出孝典(控訴人)、田巻弁護士、小出典子(控訴人)、岩井・伊藤弁護士、高見一七子(控訴人)

6月2日(火)、小出堯さんソフトバンク損害賠償請求裁判は和解調印されました。

一審・名古屋地裁では敗訴していましたが、厳しい状況と思っていました。しかし、名古屋高裁では、支援の輪も大きく広がり、堯さんの主治医の証言と元同僚の証言が採用され、うつ病について裁判所の認識を改めるのに役立ちました。さらに、元同僚の

証言では、次々に携帯電話の新機種が作られるとき、そのマニュアルづくりに現場がどのように大変であったかが明らかになりました。加えて昨年秋からは、裁判官からうつ病に関するアメリカの文献が提示され、うつ病が長引いた場合の業務に対する影響など、深く考察することが出来るようになり、裁判を優位に展開できました。これも一重に皆様の御支援の賜と考えます。

労災認定に向けて手続きを継続中

以上の経過を踏まえ、裁判官から和解の勧告が出されていきました。和解の内容は、基本的には損害賠償請求に対し、一応評価できる金額が提示され、これをもとに、双方の弁護士が話しをつめた結果、和解に至りました。

これまで皆様から頂いた署名は3万余筆を超え、これまで開かれた公判に傍聴にきていただいた多くの皆様の温かいご支援に深く感謝申し上げます。

ただ、和解の条件の中に、公表を避ける部分が入れたために、支援する会も和解内容の詳細については聞いていません。しかし、これまで温かいご支援を頂いた団体・個人の方々には、報告義務があると考え紙面をお借りし関係各位にお知らせした次第です。

なおご遺族はこの間労災認定請求も行っていたましたが、名古屋西労基署は不当にも

不認定の決定をしました。これを不服として、現在、愛知労働局へ審査請求をしています。審査請求も認められなければ、中央審査会に再審査請求を行う予定です。再審査請求後3ヶ月を経過したら、行政訴訟も可能です。

精神疾患の労災認定では、労基署は時代遅れの認定基準で判断するので、「不認定」にされる事案がほとんどですが、損害賠償裁判が和解になったこと、すなわち、「ソフトバンクに一定の責任があると認められたこと」は、労災認定に向けてプラスの要因として作用することは間違いないと確信しています。

職場の中で過労自死を許さない闘いはまだまだ今後も続きますので、皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。

(支援する会事務局長:宮崎 脩一)

ご挨拶

長い間の温かいご支援、 ありがとうございました

控訴人・小出 典子



ソフトバンク過労自死裁判におきましては多くの皆様に長い間ご支援をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。6月2日に名古屋高裁で会社側と円満に和解いたしました。一審では、配転命令によりうつ病が悪化したことの因果関係を認めたものの、自殺についての予見可能性はなかったとして原告の請求を棄却したため、私達は精神的にも元気がなくなり、なにもかも信じられなくなりました。しかし、このような時も辛く苦しんでいる私達を弁護士

や支援する会会長をはじめ、多くの皆様に暖かく見守っていただきました。お陰様で控訴審でがんばる気力をいただきました。この和解は、毎回傍聴席を満席にしていた、一人一人のご支援が大きな輪になって実現したものです。

厳しい裁判でしたが、本当に永い間、ご支援をいただいたことに心よりお礼申し上げます。また、和解報告集会で皆様とよろこびを分かち合いたいと思います。ありがとうございました。

労災の「判断指針」は全面見直しを！

少なすぎる申請と認定・岡村弁護士が講演

6月20日、東京・新宿において「精神障害の判断指針の見直し」をテーマとする、岡村親宣弁護士の講演がありました。

2009年4月、厚生労働省は「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（以下「判断指針」という）を一部改正しました。

労災認定基準となる「判断指針」は1999年に制定され10年ぶりに改定されました。

よく知られているように、自殺者は1998年より11年連続して3万人を超えています。しかし、過労自殺の労災申請は少なく、認定される件数はごく一部です。

1998年は申請42件で、認定されたのは4件です。（認定率9.5%）2008年でも申請927件、認定は269件です。（認定率29.0%）

「判断指針」は31項目ありますが、今回新たに12項目が加わり8項目の記述が改定されました。労災認定の重要なポイントになるストレスの強度Ⅲ（強）となったのは、「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（いわゆるパワハラ）という1項目だけです。

今回の「判断指針」の見直し検討会のメンバーは医師のみ、厚労省は「判断指針」は正しいとの立場に立っています。

岡村弁護士は、「今回の見直しでは深刻な過労自殺問題に適切に対応することは出来ないし、適正な労災補償も実施することは出来ない、」と指摘しました。

今回の「判断指針」改正の基となった報告書をまとめた原田座長も「医者として思うに、今回の改正は精神障害の実情に合わない」と語っています。すなわち、滅多にない事件（ライフイベント）による急性ストレスは労災認定の要素になり得るが、長時間の日常的な煩わしさ（デイリィ・ハッスルズ）による慢性ストレスは認定要素として殆ど考慮されていない。

岡村弁護士は、2003年7月のトヨタ自動車A氏過労自死事件名古屋高裁判決を例として、厚労省の労災認定の考え方を批判しました。この事件の概要は次のとおりです。



岡村弁護士

自動車の設計業務に従事していた被災者は、連日の長時間過密労働で心身とも疲れていました。そこへ労働組合の職場委員長就任、南アフリカ出張の命令があり、うつ症状が急激に悪化、飛び降り自殺した事件です。

行政側は、① 設計図の提出期限を守るとは日常的な業務である。② 労働組合の仕事は業務と関係がない。③ 南アフリカ出張は特別の負担ではない、と労災不認定としました。

名古屋高裁は、次のように判断しました。① 幾種類もの設計図の提出期限が守れないのでは、という不安は相当の心理的負荷である。② 労働組合の仕事で、迫った業務の時間がとられ、さらに仕事が遅れるという焦燥。③ 南アフリカ出張と第一次試作設計図の提出期限が重なっていること。これらが相乗的に影響しあってうつ病を発症した、と行政側の主張を退けました。

岡村弁護士は、「判断指針」は一部改正ではなく全面的に見直すべきである、と強調しました。ストレスの強度Ⅰ（軽）やⅡ（中）がいくつあってもⅢ（強）に該当しないと認定されない現行のやり方は厳しすぎる。また、認定項目を大幅に増やし職場の実態に合うようにしなければならない、と話しました。そうならば、労災申請も多くなるだろうし、申請の半数は認められるのではないか。何よりも過労死、過労自殺をなくすためにねばり強くこの運動に取り組んでゆこう、と結ばれました。

（文責：大家 信義）

人としての尊厳を守り 健康で働こう

＝第5回労働安全衛生中央学校(100名参加、6月4～5日・東京で開催)報告＝

◆働き方を変えていのちを守ろう

開講講演で福地保馬全国センター理事長は労働基準法が制定された1947年にさかのぼって検証。特にこの20年は相次ぐ労働法制の緩和で変形労働時間制の導入や派遣労働の拡大・成果主義賃金など、労働法制は骨抜きされたとして、その結果精神障害や過労自死が急増という現状を報告しました。

印象深かった言葉は「その時々々の労働者の健康状態は、その時々々の働き方を反映している」として歴史を掘り起こし、人間ら

しい働き方に変えて健康な職場を作ろうと呼びかけました。



パネラーの皆さん

◆労安法規と安全な職場づくり（講師：古市泰久全労働中央執行委員）

第一講義は職場の安衛活動で労働組合の果たすべき役割が大きいこと。職場巡視(点検)時に現場労働者と対話などが提起されました。私がかって働いていた職場では社長(または所長)の安全巡視があると経路を事前に大掃除して、工場建屋の入口で下級職制が横2列に整列してお出迎え、会社幹部の後に労安課長や労組委員長が同行して足早に通過する。一行に出会ったら軽く会釈するようにと周知徹底する。評価として「安全通路が確保されている」などと報告。

これが「安全巡視」でした。労基署が「あれでは大名行列」と皮肉った程でした。労安活動を形骸化しないことです。

また、労働契約法第5条の安全配慮義務で「使用者は労働契約に伴い労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする」と明記されていますが、安全衛生法で規定されていない事項でも、使用者には事業場内の安全配慮義務がある。ということを学んだことです。

◆ストレス・疲労・健康について（講師：阿部眞雄夏目坂診療所長）

第二講義は適当なストレスは必要であり、きちんと対応して緩和することが重要だと講演されました。

また、仕事上のストレスはその質と量の積で表し、ストレスに負けないために質と量のどちらか減らしやすい方から減らすこ

との重要性を解き明かしました。

職場での疲労回復には休憩や職場の仲間同士のお互いのコミュニケーションが必要です。

深夜労働など体内時計を無視した労働は疲労の大きな負担と語りました。

◆ミニシンポ労安活動、会場からの活発な質疑

ミニシンポは労安活動と労働組合の役割で岩永千秋全国センター事務局次長の司会で行われました。堀谷昌彦化学一般労連執行委員長・高橋信一全教中央執行委員・古市泰久全労働中央執行委員の各氏がそれぞれの職場の労安活動を述べ、会場からの活発な質疑がありました。

堀谷氏は安全衛生のシステムを提言。

① 今ある労働環境を改善しながら進めること。② 新しく導入されるものに対する事前評価（アセスメント）による予防を提言しました。まとめて「労安活動が活発な職場では組合員の権利意識も高く、会話が盛んで人間関係もよい」と結んだのが印象的でした。

高橋氏は学校現場で教師のメンタル疾患が進み深刻な事態を報告。

その大きな原因は超長時間労働と教師間の

パワハラなど、休職中の教師が増え続けています。これでは子どもの教育どころではないと思ったのが素直な感想です。また、アスベストでも教師が石綿被害救済法で認定され、アスベストの撤去も緊急課題です。

鈴木明男から「元気な愛知」の裏側について報告しました。

トヨタ関連の労働者が次々と派遣切りされ、生活保護を受ける事態となってる、同時に労働災害も頻繁に起きている。例えば指を骨折すると受診後、包帯をして職場に戻ると、「目立つから包帯を外して手袋に替えろ」と指示されてる。翌日、被災者は解雇されて安全成績は無災害記録が更新されている現状を報告しました。

この報告にたいして古市氏は「労災隠しは犯罪」である。人権問題として対応することが重要だと語りました。

◆きかんし(株)の労安活動を視察

二日目は江東区の夢の島公園にほど近い印刷会社を視察しました。

職場巡視の前に服部真（東京社医研センター理事）先生より予備知識としての着眼点などを学習しました。例えばVDT作業では机の下や裏側でコンセントやコードが絡み合ったり埃まみれのため漏電の危険があること、またディスプレイ画面を見続けるために照明と採光のバランスなどの問題が提起されました。（実際巡視すると指摘が生かされました。）

印刷会社の社屋は、築五年の六階建てで従業員165名。1～3階を大型新聞印刷機

が稼働し、周辺に小型印刷機や梱包機械が点在。営業や編集・発送など機能が一ヶ所で発揮できる配置になっていました。福利厚生施設も見学。社員食堂や体育室、談和室、喫煙室、深夜労働者のための仮眠室、風呂などが完備していました。

私はかつて大型印刷機と類似したロールの多い機械で働きました。ロールに身体を巻き込まれて重大災害が繰り返されています。回転体へは手を触れない、触れたら停止するシステムが必要です。安全上ヘルメットや特化物の取扱いは手袋やマスクを着用することです。（文責：鈴木 明男）

トピック トヨタ自動車 株主総会で 発言

6月23日トヨタ自動車の株主総会がありました。およそ3500人の株主が集まり、私も株を買って参加し第2会場にいました。質問の時間に挙手をしたのが3人のためか、女性で目立ったのでしょうか発言の機会を得ました。

そこで、①社内の救急体制の改善と、②創意工夫提案を労働時間に入れるように求めました。会社側の回答は、ありきたりのものでしたが幹部に直接訴えたのは初めてで、何か行動すれば収穫はあるものだと思います。

トヨタ自動車株主：内野 博子

「こんな社会（過労死）を子どもたちに渡さないようがんばります」

第6回総会で倉田利奈さん

6月7日、刈谷市民会館で「倉田康弘さんの過労死認定を求める会」第6回総会が開かれ、弁護団の一員である樽井弁護士が記念講演を行いました。

昨年7月8日名古屋地裁に提訴して以来、11月20日には口頭弁論で原告里奈さんの涙ながらの陳述が傍聴者の感動を呼びました。総会は1年で6回の公判、18回の事務局会議、5回のニュース発行、個人会員330人、団体会員6となりました。

この間、利奈さんが団体への訴えや支援する会メンバーの公判傍聴、憲法記念日には鶴舞公園で「認定を求める署名」を行い支援する仲間20人の中に、二人のお子さんも大きな声で訴えていた事などが報告されました。会計報告、活動方針、役員選出などが行われました。

遺族のあいさつでは「夫が亡くなったとき『過労死しかない』と思っていました。子どもたちに『お父さんは、真面目で一生懸命に働いていた』ことをきちんと伝えたいという思いでがんばってきました。こんな社会を子どもたちに手渡さないよう、最後までがんばります。私のために多くの人が支えてくれて本当に感謝の気持ちでいっぱいです。」と決意が表明されました。

（文責：吉川正春）



倉田公務災害事件の経過と今後の課題

弁護団 樽井 直樹

1 はじめに

倉田康弘さんが亡くなって、2008年末で10年が経った。妻・利奈さんが求めた公務災害の認定に対し、基金支部は2005年(H17)に公務外の認定、審査請求に対しては支部審査会が2007年(H19)に棄却、再審査請求

に対しては2008年9月に基金本部が棄却決定を行った。一方、昨年7月、基金支部を相手に、却下処分の取り消しを求める裁判を起こした。これで、倉田公務災害事件は、倉田訴訟になった。

2 裁判で何が争われてるのか

ア 公務災害（労働災害）と認められるためには公務（業務）起因性が必要、この

起因性については「この仕事に就いていなければこのような災害が発生しなかつ

た」というだけでなく、「法的に見て労災補償を認めるに足る相当な関係」が必要（相当因果関係）とされている。脳血管疾患の場合、被災者には何らかの基礎的な病気が存在している。そのため、病気になったことは、本人の病気であって仕事とは関係がないという判断が横行してきた。そこで、過労死をめぐる様々な裁判が積み重ねられた。その結果「基礎疾患を自然的経過を超えて増悪させる要因となりうる過重負荷のある業務であるかどうか」という基準で判断する判例が形成された。

これが、行政における認定基準の変更をもたらした。このため、脳血管障害の認定例が増加した。しかし認定基準には、形式的判断に流されやすいことと境界事例における判断の難しさといった問題が内包している

イ 倉田さんの裁判では、改めて倉田さんの仕事の過重性が争点となっている。

① 倉田さんの公務の過重性—長時間労働

倉田さんは、1991年（H3）に刈谷市に就職、当初水道部。1996年（H8）4月から美術館に。美術館移動後、定時に帰宅できないようになった。裁判では、○残業時間、休日出勤の多さ、○早出出勤の内容、○もちかえり残業について立証に力を入れている。

② 倉田さんの公務の過重性—労働の質

この点については美術館の仕事がどのようなものなのかを調査しながら、具体

的な立証を行いたいと思っている。特に重要なことは1998年（H10）に行われた機構改革によって業務のしわ寄せが倉田さんに集中していたこと。

もう一つの大きな問題は、倉田さんの死亡疾患、基礎疾患をどう見るかということ。

ウ 倉田さんの死亡原因は、くも膜下出血と見られる。くも膜下出血の原因は、災害直前の「出来事」だけが原因ではなく、「長時間労働による疲労の蓄積など、慢性的長期にわたる過重負荷や休養不足が、血圧上昇を生じ、脳動脈流の血管壁の脆弱性の進行とその回復過程を阻害する」ことによって発症すると考えられる。ところが、基金は、倉田さんには脳動静脈奇形があって、これが原因だと主張する。根拠は、倉田さんが30歳と若かったこと。この点について、専門家の協力を得ながら反論をしていく。

また、倉田さんは血圧が高いことが指摘されていた。高血圧の増進に長期にわたる長時間労働による蓄積疲労など仕事が必要として関与している可能性があることも主張していきたい。

問題だと思うのは、被告が、高血圧に関する本人の管理が不足していたという非難を加えていること。そもそも健康診断は何のために行われているのかが問われる。健康診断の結果に基づいて使用者がまず配慮すべきであり、被災者の自己責任を求めることは本末転倒である。

3 おわりに

私たちは、この裁判を、倉田さんの仕事の実態を明らかにし、過労死裁判の到達点に立って闘っていく。その目的は、遺族の

救済、亡くなった倉田さんの無念を晴らすこと、そしてこのような悲劇を繰り返さない過労死のない社会を作ることにある。

トヨタ・デンソー
損害賠償請求
過労・うつ病裁判

トヨタ・デンソーに勝った川野さん

行政訴訟取り下げ、「支援する会」を解散

◆デンソーからトヨタ本社へ出向

トヨタが世界制覇を目指すうえで課題の一つがディーゼルエンジンの燃料噴射装置の技術開発でした。川野さんは1999年8月、デンソーからトヨタ本社エンジン設計室に出向を命じられて「コモンレール式エンジン」の開発業務に従事することになりました。

最先端技術開発部門で、しかもはじめての業務であるにもかかわらず、トヨタ側の上司は「トヨタに来る人は即戦力の技術を持っている」ことを前提に仕事の指示がありました。同僚は目いっぱい仕事を抱え込んでいてとても彼をサポートするゆとりはありません。



左から田巻・梅村・原告・岩井の各氏
(刈谷市民会館にて)

◆長時間労働によりうつ病発症、刈谷労基署へ労災申請、名古屋地裁で勝利判決

長時間拘束がすぐに始まり、刈谷の住まいからトヨタへの通勤（片道1時間）を入れると帰宅は毎日深夜となり、ついに翌2000年6月に最初のうつ病を患い休職しました。

いったん寛解したものの2002年7月に2回目を発症、2003年12月、刈谷監督署に労災申し立てを行いました。2004年4月、健康センターに相談にみえました。この時点から同僚の金田さんのバックアップを得るようになり、以来監督署、裁判所で5年11か月のたたかいを経て2008年11月に名古屋地裁で勝利判決が確定しました。

判決の柱は、私たちが求めてやまない働く人々に対する企業の「安全配慮義務」の周知を言い渡したことにあります。

トヨタ、デンソーというトップ企業の労働実態を社会に「見える化」し、勝利に導いてきたのは、先輩たちが築いてきた運動原則に則った活動を行ったことにあります。

それは、①原告本人の頑張り②経験を積んだ情熱あふれる弁護団のリード③日常の運動をコツコツ実践する支援組織、この三位一体が勝利を勝ち取った力と言えます。

相手はトヨタ、今回はこれに加えて④全トヨタ労働組合（ATU）の全面的なバックアップ（川野さんも組合員）⑤トヨタ研究者の側面からの理論的支援（参考、「トヨタ企業集団と格差社会」ミネルヴァ書房、「トヨタの労使関係」中京大学企業研究所など）を加えることができます。

◆西三河地域で新たな組織作りを

2009年6月12日、刈谷市民会館で支援する会の解散総会を行いました。あいさつに立った岩井弁護士は、判決は判例集にも取り上げられ、日本の企業に対して警鐘を打ち鳴らす金字塔をうちたてたものだ(大意)と強調されました。川野さんは「今後、自分の経験を生かして地域の運動にかかわっていききたい」と力強く所信を語りました。

支援する会は、今後「現在進行中の各種裁判を支援し、西三河での労働環境改善運動を推進していく恒常的組織の確立に向けて現幹事が中心になって検討していく」ということを明らかにし参加者の拍手に包まれました。今、三河地域では倉田裁判はじめいくつかのたたかいが継続しています。

すべての支援運動にかかわってきた健康センターはこの提案を心から受け止めて新しい連帯組織が誕生することを願っています。

トヨタ関連の非正規労働者の要求を受け止めて組織化に全力投球をしている「ふれあいユニオン」はすでに三河支部を発足させボランティア専従者(小林さん)を配置しています。また愛労連が中心になって進めてきたトヨタシンポジウムやトヨタ総行動の長い歴史もあります。これらの蓄積を足がかりにしてトヨタと向き合う拠点づくりという戦略的で柔軟な発想が求められているのではないのでしょうか。

(文責：近森 泰彦)

鳥居建仁先生の
公務災害認定を
求める会

月128時間の残業でなぜ不認定か

鳥居裁判の進展と課題

事務局長 杉林 信由紀

豊橋市立石巻中学校元教諭・鳥居建仁先生は、2002年9月13日、学校祭の最中に脳内出血で倒れました。勤務中の災害なので公務災害申請しましたが認められず、2008年12月2日、公務災害認定を求め提訴しました。

被告の主張は、地方公務員災害補償基金愛知県支部や、支部審査会が認めた部活動や時間勤務さえ認めず、発症一ヶ月の時間外128時間50分に対して46時間5分という、鳥居先生の労働実態を全く無視した反論書を提出してきました。

さらに原告のもやもや病についても、先天的なもので自然的経過により発症したとしており、発症が疲労の蓄積とストレス、労働の過重性が血管を破損させたことも全面否定しています。

もやもや病については、脳神経外科・新宮正医師に、医学的知見の意見書を提出

する準備をしています。

原告の生徒指導主事の公務分掌や部活動の過重性を明らかにしながら、発症した2002年は新学習指導要領が改訂され、その対応による精神的負担等様々な角度から反論し、公務災害であることを立証したいと思っています。

運動の課題としては、引き続き傍聴席を埋め尽くすこと、裁判所への要請署名の規模とスピードを上げて世論に訴える活動を広げていきます。

また、労働組合や民主団体への訪問に取り組み、支援の要請と豊橋市内小中学校教職員全員に二度目の訴えの発送をします。

この闘いで、深刻な教育現場の実態を明らかにしながら、被告側の「公務外ありき」を崩し、必ず公務災害認定を勝ち取る決意です。皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。

「〇〇という字はどう書くんじゃよ」

視聴覚障害者裁判の本質を知る

以前、国民救援会が梅尾さんや小池さん、倉田さんの裁判支援を訴える朝ビラ配布に参加しました。その時、「凜」として訴える梅尾さんの姿が印象的でした。「障害者の公的ヘルパーを契約途中で打ち切ったことを不当」として訴えられたと聞きました。民間ヘルパーに移行したこともあり、難しい裁判だなーとの感想を持っていました。

5月23日、梅尾裁判を初めて傍聴しました。名古屋市は、公的ヘルパーは廃止したが、研修などを行い民間ヘルパーで同様の体制をとっており何ら問題ないとの見解です。

視聴覚障害者には「代筆」や「代読」サービスは欠かすことができないそうです。

梅尾さんが民間ヘルパーの方に手紙の代筆を頼んだところ、「〇〇という字はどう描くんじゃよ」と聞かれたそうです。生後10ヶ月で全盲になった梅尾さんにとって、たぶんその言葉は冷水を浴びせられたような出来事だったと思います。

この一場面で、裁判の本質すべてを知った気持ちです。裁判は結審し、後は判決。私にとってこの出来事に名古屋市はどうこたえるのか関心ごとです。「公的ヘルパーは廃止したが、研修などを行い民間ヘルパーで同様の体制とった」としてとして事が済むなら、名古屋市の障害者支援策とはその程度のことかと言わざるを得ません。

(文責：吉川正春)

国民の目線で職場と行政を見直す

21世紀を担う国公大運動

6月5・6日、滋賀県長浜市で国公労連第23回労働学校（中部）が開催されました。愛知をはじめ岐阜・三重・静岡・福井・石川・富山から組合役員など70人ほどが集まり、「地方分権や道州制」「今日の国公労

働運動」などに加え、「働く者のメンタルヘルス」を題材とした労働安全衛生の学習会も行われました。名古屋水道労働組合の取組・経験などを愛知健康センター吉川理事が報告しました。

<参加者のアンケートの一部>

- ・職場で取りくむべきヒントが、いくつか聞くことができた。帰ってから活用していきたい。まずは長時間労働の解消を実行。こういった課題をもっとコマを増やしてもらいたい。
- ・公務職場のメンタルヘルスは、本人にとっては職場復帰を含めた対策が当然求められるが、残された職員に対してのフロー等をしっ

かりできる体制にならないければ、第二・第三のメンタル疾患の出る恐れがある。この点についても要求等をあげていくのが重要と考える。

- ・「定年退職時は心身とも元気な体で返す」良い言葉だと思います。職場では終電で帰り始発で来ることもしばしばあります。

過 労 死

110 番

コンビニとマンション管理の仕事を掛け持ちで行い、深夜勤や不規則勤務を続け、致死性不整脈により突然死した(30代男性)。

毎日深夜遅く(0時過ぎ)まで働き、最終の深夜バスで帰宅し、部下との間でトラブルがあったりして、うつ病を発症し、自殺した(40代男性、研究職)

過労死弁護団による「過労死・過労自殺・過労疾患 110 番」が父の日の前日、6月20日に30都道府県で行われました。愛知では

過労死弁護団と愛知健康センターが協力して南部法律事務所で行われました。センターから宮崎、今枝、鈴木が参加しました。

地 域	相談 件数	労 災 補 償					予防・過 重労働	その 他
			うち脳・心 臓疾患	うち自殺・精 神疾患	うちその他ス トレス疾患	その 他		
全 国	276	114 (56)	19 (11)	79 (40)	12 (2)	4 (3)	93	69
愛 知	22	6 (2)	1 (1)	4 (1)	1 (0)		11 (5)	

全国センター通信 No.121 (通巻131号)

2009年7月1日

労災請求件数、支給決定件数ともに依然として高水準で推移

厚生労働省が平成20年度の労災認定状況を発表

厚労省は、2009年6月8日、「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況(2008年度)について」を発表しました。

表1 精神障害等の年齢別請求及び支給決定件数一覧

年 齢		平成19年度				平成20年度			
		請求件数		支給決定件数		請求件数		支給決定件数	
		うち自殺 (未遂を含む)	うち自殺 (未遂を含む)	うち自殺 (未遂を含む)	うち自殺 (未遂を含む)	うち自殺 (未遂を含む)	うち自殺 (未遂を含む)	うち自殺 (未遂を含む)	うち自殺 (未遂を含む)
19歳以下	8	1	1	0	4	1	1	0	
20～29歳	203	23	66	15	224	31	70	10	
30～39歳	340	41	100	21	303	31	74	11	
40～49歳	225	41	61	22	239	44	69	15	
50～59歳	145	46	31	19	132	31	43	24	
60歳以上	31	12	9	4	26	10	12	6	
合 計	952	164	268	81	927	148	269	66	

図1 精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移

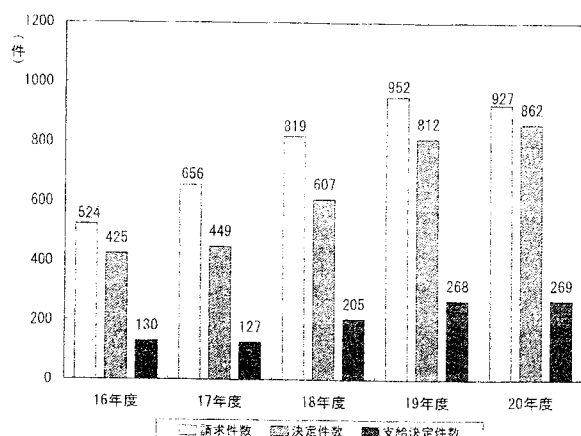
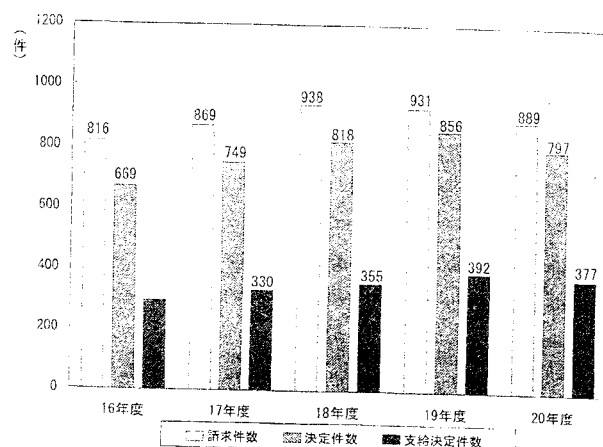


図2 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移



安全衛生活動に貯金は利かない

名古屋水道労働組合 水谷達也



極めて残念なことに、私の勤める上下水道局では、この1年間（08年度）に、現職で亡くなった組合員の多かった年でした。名古屋水道労働組合（名水労）は、これまで安全衛生活動の柱の一つに、「定年時には、組合員を健康な体で、家族の元にお返しをする」ことを目標に取り組んできましたが、痛ましいことに、自ら命を絶つという組合員も複数お見えになりました。こうした悲しい出来事は、絶対に起こしてはならないと思います。

私が、水道局（当時、現在は上下水道局）に入ってまもなく、水道管マンホールを調査中に酸欠事故が発生（1980年）し、2名の職員が亡くなるという重大事故が発生しました。亡くなった1名は、労働組合の青年婦人部の取り組みで、一緒にテニสห宿等にも参加した仲間でした。取り返しのつかない重大事故だっただけに、その後の安全衛生活動は、労使ともに、再発防止のために、必ず、その教訓を確認する連続だったと思います。

しかし、以降も、疾病による死亡も含め現職死亡ゼロを継続することは大変困難な課題であり、原因理由は様々ですが、何人かの仲間を現職中に失うことが続きました。とりわけ、仲間の自殺に関しては、どうして防げなかったのか、労働組合としても仲間としても他にできることはなかったのか、いつも自責の念を禁じ得ませんでした。

た。

名水労が、1972年から毎年欠かさず実施してきた活動に、安全衛生学習会があります。04年以前は、1泊2日の泊まりがけで、夜も交流を深める形でずっと行ってきましたが、37回目となる今年は170名の参加で、1日かけて学習と討論を行いました。ここ数年は、学習会での基調講演として、メンタルヘルス問題を連続して取り上げてきました。メンタルヘルス不全是、全国どこの職場でも深刻な状況として広がっていますが、上記のとおり取り返しのつかない結果を招かないために、職場で、仲間では何ができるのか、大きな課題となっています。

名水労には、庄司、百合草、吉川氏など、全国に名の知れた、安全衛生活動の大先輩が見えます。常にその大きさに押しつぶされそうになりますが、その先輩方から教わってきたことの一つに、「安全衛生活動に貯金は利かない」ということがあります。初歩的な行動の繰り返し、時にはバカらしく思えても、一旦事故が起きれば、取り返しのつかないこともあるだけに、それを軽視したことで、後に悔やまれることが度々あります。人間は、本来学習機能を有しているはずですが、このことだけは、体に沁み込ませ、覚えさせるよう、これからも伝えていきたいことだと思います。

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。(順序不同)

公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目していることが伝わるように、あなたも傍聴に参加してください。署名にも協力ください。原告を激励してください。

堀裁判—高裁

(豊川市職員過労自死の公務上災害認定を求める)

6月27日法廷が開かれ、被告準備書面への反論やパワハラなどの労災認定事項が増えたこと。市議会の記録(ファミリーサポート支援準備の遅れ)などが証拠として提出されました。要請署名は3,877筆を提出しました。次回は8月21日13時15分。

鳥居裁判—地裁

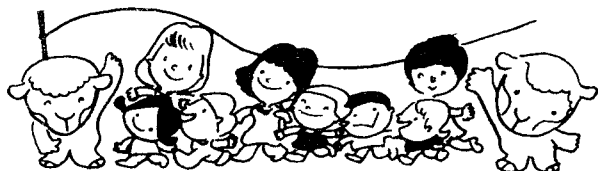
(先生が過労で倒れ障害者に、公務災害の認定を求める)

弁論準備の法廷が7月3日(金)11時30分から開かれます。被告は学校祭の準備、教科検定等をボランティアと反論し、時間外勤務数を大幅に否定してきました。原告弁護団は当時の同僚などの証言を基に全面的に反論していきます。

小池裁判—高裁、

(マツヤデンキ過労死損害賠償訴訟)

須田民男医師(心臓機能の専門医)の証人尋問が9月7日13時30分から行われることになりました。この間、須田証人の採用を求める団体署名が145筆、個人署名5,412筆が大きな役割を果たしました。公正裁判を求める要請署名は23,219筆になりました。



倉田裁判—地裁

(刈谷市職員過労死の公務上災害認定を求める)

6月7日午後、刈谷市民会館で「支援する会総会」が開かれました。総会には刈谷市民を始め過労死を考える家族の会や自治労連、健康センターなど、50人が参加し、1年間の活動報告と会計報告を承認しました。記念講演の樽井弁護士から事件の経過と展望が報告されました。次回弁論準備は7月8日午前10時。次々回9月30日午後4時。

藤原裁判—地裁

(中電労働者アスベスト損害賠償訴訟)

中電退職者のアスベスト健診で11人の受診者のうち10人が陽性の結果に。厚生労働省と愛知労働局に被害防止と救済などを申し入れました。「安全配慮義務違反」がますます重みをもってきました。判決は7月7日(火)4時からです。

7月10日「判決検討会」を労働会館で行います。

小出裁判—高裁

(ソフトバンク過労自死損害賠償訴訟)

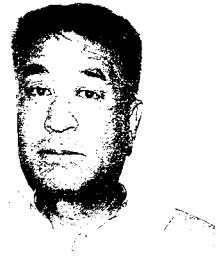
裁判所の和解勧告を受け、6月2日和解勧告に合意しました。(詳細は1・2面を参照)

市バス運転手・山田公務災害基金

(パワハラで自死、公務災害申請)

市バス運転手であった山田さんは、運転行為を巡って上司の不当な差別・パワハラ・メント・いじめを受け、これに抗議し自死。

痛みこらえてうたごえ喫茶



一宮健康センター事務局長 三栄 国康

坐骨神経痛がひどく数十メートルごとにしゃがんで休憩しないと下半身の激痛としびれで歩けないのに、「うたごえ喫茶」開催まであと5日。別冊歌集を仕上げなければならない時に、電話で「さわやかなエッセイを」書いてくれと言う。「全然さわやかじゃないよ」といおうとしたが、電話の主が明男さんなので引き受けてしまいました。うたごえ喫茶は何とか成功したと思います。冒頭、水谷和樹さんは「わたぼこのなかに咲いた花」を独唱しましたが、やはり、繊維の町を意識されたのでしょうか。

＃Nさんは「貧しい農村から労働力として中学校を卒業したばかりの15歳の少女たちが愛知県へ集団就職して、過酷な労働と低賃金、無権利の中で働かされました。その中で立ち上がった少女たちの姿を映画化しました。『明日へ紡ぎつづけて』です。」と語り、「紡績女工はもう泣かないよ」の大合唱をリードしました。やはり繊維の町なのですね。

♪「夫が国鉄分割民営化で北海道から名古屋にきました。夫がなくなり、北海道へ帰ります。」と言ってMさんは「さらし者のブルース」をリクエスト。尾西の中村晴彦さんが心をこめて歌い、感動の渦。

♪「『仕事の歌』を亡くなられた林学さんに指導していただきました」「林学さんを追悼して、『おくりもの』を手話付きで歌います。皆さんも一緒にどうぞ」。我が一宮うたごえTomorrowの「ハイタッチ」では会場全部がハイタッチしながら歌いました。この曲も林学作曲。

途中で演奏されたリコーダーの「君をのせて」や「モルダウ」には、「リコーダーの音色がとてもきれいでした。来て得した気がしました」と感想が寄せられました。新婦人一宮の支部長からは「とても良かった。毎日走り回って疲れてましたが元気が出ました。また明日から頑張れそう」と感想文が届きました。うたごえ喫茶をやってよかった。これは無くてはならないものではないのかなと思われた次第です。

なお、「林学をうたう～林学を送る会」は、7月4日（土）15:30～ライフプラザ伏見・鯉城ホールです。

事務局日誌

5月1日 金	名高教来所 教育予算府増やせの署名要請	6月1日 月	堀公災 豊川市役所訪問調査
5月11日 月	健康センターニュース5月号印刷・ 発送	6月3日 水	加藤(伸)さん来所 徳山導水路 反対運動
5月15日 金	電話相談 危険作業による労安法違反	6月4日 木	中央労働安全衛生学校参加 鈴木 パワーポイント貸出 IHI連絡会名古屋
5月18日 月	Kさんパソコン修理 2週間くらい かけて完了(5月初めから動作不良) (メール不調でしばらくご迷惑かけ ました)	6月5日 金	国公東海・北陸学習会 労安講座参加 吉川
5月19日 火	杉山さん来所 利報告集会の相談	6月13日 土	愛高教副委員長来所 教育講演会の案内
5月20日 水	タクシー運転手Kさん来所 裁判の相談	6月16日 火	Tさん自死 労組役員、弁護士と協議
5月21日 木	杉山さんから陣中見舞い、 マスク届く (新型インフルエンザ) Hさん来所 パワハラ退職の相談	6月18日 木	ハンガーストライキ(最賃) 栄小公園激励
5月22日 金	希求座来所 C型肝炎公演依頼	6月20日 土	「精神障害の判断指針の見直し」 労働講座 東京 大家参加 過労死110番(宮崎、今枝、鈴木)
5月26日 火	NHK取材来所 最近の労安事情	6月24日 水	市バス運転手山田さん支援の会 立上げ相談 筑波大学院生 池谷氏来所 「家族の会」運動の取材 柏木・鈴木
5月29日 金	Mさん来所 息子の過労自死相談 全国センター理事会 宮崎出席	6月29日 月	健康センターニュース7月号編集

加入団体の署名など、健康センターを経由したものを紹介します。

今後、内容を充実します。今回はわかる範囲で報告します。

＜5月・6月分＞

倉田支援する会へ	40筆
鳥居支援する会へ	15筆
堀 支援する会へ	149筆
小池支援する会へ	406筆

このコーナーは、
健康センターを介して
加入する団体の、いのちと健康を
守る取り組みを随時紹介
していきます。

職場で活用できる

労働安全衛生法の

基礎知識

全労働省労働組合中央執行委員

古市 泰久 著

定価 1000円

お知らせ

愛知健康センター第19期総会

へ積極的にご参加を！

- ・日 時：8月29日(土)午後2時
- ・場 所：労働会館本館2階会議室
- ・記念講演：「精神疾患をなくすための労働協約作りと労安活動」
- ・講 師：堀谷 昌彦氏(化学一般労連執行委員長)

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
7月1～7日	全国安全週間	
7月2日(木)	事務局会議	10:00 事務所
	第4回理事会	18:30 労働会館2階会議室
3日(水)	公務災害認定・鳥居裁判(弁論準備)	11:30 名古屋地裁201号法廷
	ダイセキ地労委	13:30 地方労働委員会(8階)
7日(火)	中電アスベスト被爆・藤原裁判判決	16:00 名古屋地裁1103法廷
8日(水)	公務災害認定請求・倉田裁判(弁論準備)	10:00 名古屋地裁1103法廷
9日(木)	アスベスト対策愛知連絡会・事務局会議	14:00 労働会館2階会議室
10日(金)	中電アスベスト・藤原判決検討会	13:30 労働会館2階会議室
14日(火)	堀弁護士団会議	13:30 南部法律事務所
21日(火)	事務局会議	10:00 事務所
8月3日(月)	事務局会議	10:00 事務所
7日(金)	第4回全国センター理事会	13:00 東京・全労連会館
21日(金)	豊川市職員・堀裁判	13:15 名古屋高裁
25日(火)	事務局会議	10:00 事務所
8月29日(土)	第19期愛知健康センター総会	14:00 労働会館本館2階会議室
9月2日(水)	過労死研究会	18:30 水野法律事務所
7日(月)	マツヤデンキ・小池裁判須田医師証人尋問	13:30 名古屋高裁
11日(金)	全国センター結成10周年記念集会	13:00～17:00 全労連会館
27日(日)	ドラッグストア損害賠償・杉山裁判勝利報告集会	13:30 労働会館東館2Fホール
30日(水)	刈谷市職員・倉田裁判(弁論準備)	16:00 名古屋地裁
10月3～4	アスベスト110番(重工産労と共同)	10:00～16:00 南部法律事務所
24日(土)	ソフトバンク・小出裁判和解報告集会	16:00 労働会館本館2階会議室